



Title	THE INTERNATIONAL INTELLECTUAL PROPERTY SYSTEM AND DEVELOPING COUNTRIES BEFORE AND AFTER THE TRIPs AGREEMENT : A CRITICAL APPROACH
Author(s)	Tshimanga, Kongolo
Citation	大阪大学, 1998, 博士論文
Version Type	
URL	https://hdl.handle.net/11094/40538
rights	
Note	著者からインターネット公開の許諾が得られていないため、論文の要旨のみを公開しています。全文のご利用をご希望の場合は、大阪大学の博士論文についてをご参照ください。

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

氏 名	Tshimanga Kongolo チマンガ コンゴロ
博士の専攻分野の名称	博 士 (国際公共政策)
学 位 記 番 号	第 13987 号
学 位 授 与 年 月 日	平成10年3月25日
学 位 授 与 の 要 件	学位規則第4条第1項該当 国際公共政策研究科比較公共政策専攻
学 位 論 文 名	THE INTERNATIONAL INTELLECTUAL PROPERTY SYSTEM AND DEVELOPING COUNTRIES BEFORE AND AFTER THE TRIPs AGREEMENT : A CRITICAL APPROACH (国際知的所有権保護制度と発展途上国－TRIPs協定の評価)
論 文 審 査 委 員	(主査) 教 授 江口 順一
	(副査) 教 授 高阪 章 助教授 茶園 成樹

論 文 内 容 の 要 旨

国際的レベルでの知的所有権保護の最初の段階から、発展途上国と先進国との間の利害の衝突は存在しなかったわけではない。先進国は発展途上国における知的所有権保護の強化を求めるが、発展途上国は必ずしもそれに応えてはいない。

WTOの設立協定を締結したことによって、先進国と発展途上国を含む全ての加盟国はTRIPs協定を遵守することが義務付けられた。発展途上国にとってこれは大きなジレンマである。TRIPs協定の国内での運用は特に発展途上国において様々な影響を及ぼしている。

本論文の主な目的を以下に要約する。

- a) 国際知的所有権保護規定、特にWIPOシステムとWTOシステム(TRIPs協定)を分析する。
- b) 国際ルールを発展途上国に適用する際に生じる共通の問題を指摘する。
- c) 現在の国際知的所有権保護システムを評価し、新たなアプローチを提案する。

この論文は二部に分かれている。第一部は国際的枠組みにおける知的所有権保護への理論的アプローチを取り扱う。第二部は発展途上国の知的所有権保護システムを、インド、コンゴ(ザイール)、ブラジル、ケニア、タンザニア、ナイジェリア、メキシコを取り上げ、各々について分析する。更に、発展途上国におけるTRIPs協定が及ぼす影響について分析する。

また、発展途上国でのTRIPs協定の実施がもたらす影響については以下の点に注目して取り上げる。

1. TRIPs協定は先進国から発展途上国への技術移転をもたらすのか？
2. TRIPs協定は過保護(overprotective)で時代にそぐわない(outdated)のか？
3. TRIPs協定は発展途上国の福祉に貢献できるのか？
4. 国内発展政策に国際最低基準をどのように調和させるのか？

TRIPs協定の規定を参考にすれば、技術移転によって発展途上国の立場はよりきびしくなったと言える。TRIPs協定は技術所有者の権利を強化し、技術使用者の権利は考慮に入れていなかった為である。

国内開発政策と国際最低基準を調和させるために、発展途上国は知的所有権を保護しつつ誘因手段を探るべきである。同時に、消費者の利益を保護し、国内開発政策や開発の必要性と公共利益とを一致させる政策を探らなければならない。

国内政策として発展途上国は独占禁止法を強化し、知的所有権行政を再構築し、実用新案制度（utility model）を採用すべきである。また特許に関して、発展途上国は国内実施を除いて国際並行輸入を認めるべきである。

結論として、発展途上国は知的所有権を保護しつつ、自国の公益を考慮しなければならない。知的所有権保護は発展途上国の福利厚生を改善するものでなくてはならない。また、国内レベルで技術移転のために適切な措置を講じなければならない。このようにして TRIPs 協定を発展途上国の期待に沿うものに改訂してゆくことが望まれる。

論文審査の結果の要旨

本研究は、1986年に開始された GATT／UR（ガット・ウルグアイ・ラウンド）の多角的貿易交渉の結果作成された国際約束（条約）である WTO（世界貿易機関）を設立するマラケシュ協定（1995年1月発効）の中の Annex（附属書）1C「知的所有権の貿易関連の側面に関する協定」（Agreement on Trade-Related Aspects of Intellectual Property Rights=いわゆる TRIPs 協定）を対象として、特に、発展途上国のサイドから協定の内容について多角的に問題点の検討を試みるものであり、まさに21世紀に向けた国際貿易体制の礎が築かれたといえる WTO 協定が発展途上国にとっても重要な政策決定の契機となりつつあることを明らかにしている。

本論文では、ウルグアイ・ラウンドの8年越しに及ぶ糾余曲折の交渉の膨大な記録の中から、とりわけインド、ブラジル、メキシコ、アルゼンチン等発展途上国側の見解を代表する諸国の議論を丹念に収集し、特に、インドについては現地調査をも含めて網羅的に学説の状況を紹介すると共に、ザイールについても知的財産保護法制の発展の全貌を明らかにしつつ、今後における TRIPs 協定が南北対立を克服して国際公共政策としての実効性を強固にしてゆくための具体的な提言を行っている。

以上のような本論文の内容は、WTO／TRIPs 協定に関して発展途上国側から詳細な検討を試みた本格的かつ画期的な研究であり、わが国における国際経済法の研究水準の進展にも貢献するものであり、博士号（国際公共政策）を授与するに十分な水準に到達しているものと評価できる。